



育児休業制度など、様々な制度があるよ。

育児休業は、男性もとれるんだよ。

パパとママが力を合わせて育児をすれば喜びも倍になるよね。

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称 育児・介護休業法）」が改正されました。

（平成17年4月1日施行）

★主な改正のポイント★

- ① 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大
- ② 育児休業期間の延長
- ③ 介護休業の取得回数制限の緩和
- ④ 子の看護休暇の創設



出産・育児
男女共同参画



社会情勢の変化などにより、共働きの家庭が増えているよね。

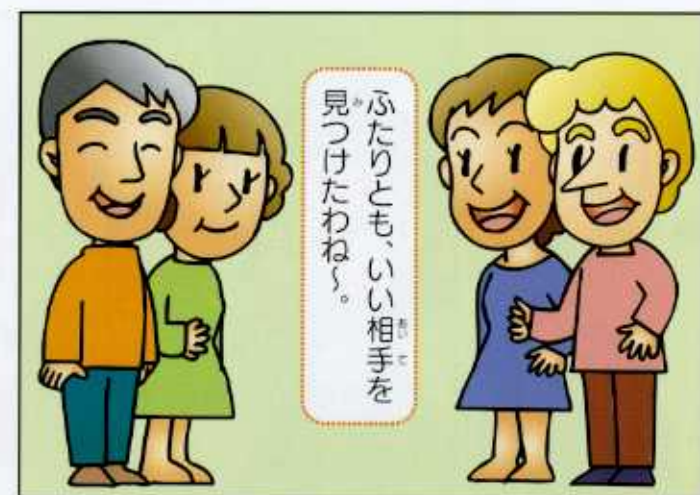
でも、家事は女性の役目では女性の負担が大きくないかな？

女性を「手伝う」のではなく、お互いを思いやり「支えあう」ことが重要だよ。

女性が働いていなくても、男性も家庭や地域に関わることで生活の幅が広がるね。

どのような家庭を築いていくか、パートナーと話し合って、それぞれのやり方で負担を分かち合う努力が大切だね。

女性も男性もいきいきと生きられる社会を目指したいね。



祝
結婚
男女共同参画